

神奈川県漁港施設  
指定管理者外部評価委員会  
評価報告書

令和7年4月

## 1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長、50音順）

委員名	職業等	委員区分
朝野 真奈	特定社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
◎川辺 みどり	東京海洋大学教授	学識経験者
木村 亜由美	公認会計士	経理に関する識見を有する者
佐藤 進一	弁護士	法務に関する識見を有する者
○真野 泰人	公益社団法人全国漁港漁場協会調査研究部長	施設の事業内容に精通した者

## 2 スケジュール

令和6年10月29日	第1回委員会等開催（施設の現地確認、選定基準(案)の意見聴取等）
令和7年1月22日	募集要項配布
令和7年1月22日	質問の受付
令和7年2月6日	募集説明会 ・宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設： 参加団体なし
令和7年3月18日	募集受付終了 ・宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設： 応募団体1団体
令和7年4月30日	第2回委員会開催（申請に係る評価）

## 3 評価の実施方法

### (1) 会議の公開・非公開について

「面接評価」については、公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる非公開情報が含まれないことから公開とした。また、「協議・評価」については、各委員の仮採点等、非公開情報が含まれることから非公開とした。

### (2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県環境農政局農水産部水産課において資格審査及び申請内容の確認を行うとともに、申請団体については、神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないか神奈川県警察本部へ照会した。

事前に外部評価委員へ申請書類を送付し、提案内容を確認いただくとともに、第2回委員会において、申請団体の面接評価を行い、申請者の提案内容が「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から選定基準を満たしているか評価した。

### (3) 外部評価委員会としての評価点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、評価項目ごとに委員間で協議し、委員会として評価点を決定した。

#### 4 選定基準

##### 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上(55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>	5	条例 20 条 (1), (3), (7) 規則21条	(様式2) 事業計画書 I - 1、(様式4) 委託予定業務一覧表
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針</li> </ul>	5	条例 20 条 (1), (3), (4), (7) 規則21条	(様式2) 事業計画書 I - 2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等</li> <li>より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> </ul>	25	条例 20 条 (1), (3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式2) 事業計画書 I - 3、自主事業の実施計画及び収支計画
		苦情要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>手話言語条例への対応</li> </ul>			
		自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</li> </ul>			
		利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金の設定の考え方</li> </ul>			
(4) 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）</li> </ul>	10	条例 20 条 (3), (4)	(様式2) 事業計画書 I - 4	
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域人材の活用、地域との協体制の構築、連携の取組内容</li> <li>地域との協体制の構築、地元漁業者との連携、協力</li> </ul>	10	条例 20 条 (1)	(様式2) 事業計画書 I - 5	
Ⅱ 管理経費の節減等(20)	(6) 節減努力等	管理経費の節減努力	<p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）×20</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする</p> <p>注2 評価点は小数点以下切り捨てとする</p>	20	条例 20 条 (5)	(様式2) 事業計画書 II - 6、(様式3) 収支計画書及び経費積算内訳書
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>地元関係団体との調整力</li> <li>指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5	条例 20 条 (3), (4), (5), (7) 規則21条	(様式2) 事業計画書 III - 7
	(8) 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5	条例 20 条 (5)	(様式2) 事業計画書 III - 8、事業実績書、

						決算書等、 財産目録
(9) コンプライアンス、 社会貢献	コンプライアンス、 社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> <li>・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績</li> <li>・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害者福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>・手話言語条例への対応</li> <li>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</li> </ul>	5	条例 20 条 (3)	(様式 2) 事業計画書 Ⅲ-9、諸 規程類	
(10) 事故・ 不祥事への 対応、個人 情報保護	事故・不 祥事への 対応、個人 情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5	条例 20 条 (3)	(様式 2) 事業計画書 Ⅲ-10、 (様式 7) 重大な事故 又は不祥事 に関する報 告書	
(11) これま での実績	類似の業 務を行う 施設での 管理実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>・県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	条例 20 条 (4), (7) 規則 21 条	(様式 2) 事業計画書 Ⅲ-11、事 業実績書	

- 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合（人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る等）は、選外となります。
- 積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「節減努力等」の評価を 0 点とすることがあります。

# 宮川特別泊地、宮川一時停係泊 特別泊地及び宮川環境整備施設

## 5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	みうら漁業協同組合 （三浦市）	45	20	20	85

## 6 提案概要及び評価の内容

提案者	みうら漁業協同組合
-----	-----------

### (1) 提案の概要

<p>I 利用者サービスの向上について</p> <p>1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者及び地元住民が問題なく安全に運営することを基本とする。</li> <li>・ 施設の運営基準に沿って業務を遂行し、利用者に対して広く開かれた公共の場として機能することを基本とし、運営においてはすべての人々が平等に利用できることを最優先する。</li> </ul> <p>2 施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の専任者は小型船舶操縦士1級免許を有しており、艇の係留については巡視等の際に異常があればオーナーに連絡を取る。また、施設に異常があれば東部漁港事務所に速やかに連絡する。</li> </ul> <p>3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用客の接遇等に十分に配慮し、満足いただけるサービスを心がけ利用促進を図る。</li> <li>・ 漁協事務所（本所、支所）における駐車場施設の利用案内の掲示、ホームページによる情報提供によりPRし利用増加を図る。</li> <li>・ アンケート調査により利用者の意見、要望等の把握に努める。要望は県、行政機関、漁協関係者と協議、調整し、実行できるものから実行する。</li> <li>・ 受付に筆談器を設置してスムーズな意思疎通を図る。</li> <li>・ 自主事業として、自主管理ができないオーナーに代って巡回を行う「船体点検及び係留維持」をはじめ、「船舶検査の立会」、「船底清掃」、「給油」、「海産、農産物販売」、「保険及びBANの斡旋」、「資材販売」、「充電器等貸出」を行う。</li> </ul> <p>4 事故防止等安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の安全・安心確保を第一に優先する。</li> <li>・ 県が定めたマニュアルに沿って巡視・点検を専任者が行う（不在の場合は地元組合員が行う）。</li> <li>・ 訓練を実施し確実な対応ができる体制を日ごろから構築しておく。</li> <li>・ 利用客のけがや病気は対処可能な範囲で処置し、状況に応じて関係機関に連絡する。救命に係る研修会等には積極的に参加するよう努力する。</li> </ul> <p>5 地域と連携した魅力ある施設づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年1回地域住民が全員参加し、指定管理区域を含む漁港全域の草刈作業を行い、利</li> </ul>
---

用者の快適性を向上させるとともに地域と利用者の連携を図る。

- ・ 漁業協同組合の特性を生かし、地元漁業者との利用調整を図る。
- Ⅲ 団体の業務遂行能力について
- 7 人的な能力、執行体制
- ・ 適切な人員を配置し、職務分担及び職務内容は職務規程、就業条件は就業規則の定めるところによる。みうら漁協は市内に複数の事務所があり、連携、支援体制をとっている。
  - ・ 施設内の漁業権者は、みうら漁業協同組合であり調整力を有する。漁業権を行使する組合員に対し、定期的な話し合い等により調整を図る。
- 8 財政的な能力
- ・ 決算書等の提出があった。
- 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- ・ これまで重大な事故又は不祥事は無い。
- 11 これまでの実績
- ・ プレジャーボートの管理について、小網代地区で45年以上、諸磯地区で40年以上の実績があり、施設の運営方法及びオーナーへの接遇等、有効なノウハウがある。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果 (順不同)					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	5	5	4	4	5
	施設及び設備の維持管理に関する業務	・施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	4	5	5	4	4	4
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	25	25	20	20	15	15	20
	苦情要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・手話言語条例への対応							
	自主事業の実施	・施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等							
	利用料金	・利用料金の設定の考え方							
	事故防止対策、事故発生時の対応策	・水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	8	8	8	8	8	8
	地元関係団体との連携、協力	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容 ・地域との協力体制の構築、地元漁業者との連携、協力	10	8	10	10	8	8	8
管理経費の節減	管理経費の節減努力 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）×20 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする 注2 評価点は小数点以下切り捨てとする	20	20					20	
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・地元関係団体との調整力 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	4	3	4	3	4
	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	/	/	/	/	/	3
	コンプライアンス、社会貢献	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状	5	4	4	4	4	4	4

	況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害者福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組							
事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	4	4	4	4	4	4
類似の業務を行う施設での管理実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	5	5	4	5
合 計		100						85

### (3) 評価講評

評価の結果、本申請団体は、県の求める業務水準を満たしており、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容に対して、各委員からは以下の講評があった。

- 申請者は地域に根ざした漁協であり、当該地域にとって、これ以上ない団体であると考えられる。ただし、申請書の事業計画の内容には具体性に欠ける箇所や「これから務める」といった不確定な表現が見受けられた。現状で十分と捉えることなく、よりよい管理に向けた、さらなる取り組みを期待したい。
- これまでの実績が十分にあることから、現場での細かな対応力も高く、安心して任せられる団体である。三浦市における中核的な組織であるみうら漁協には、地域活性化のリーダーとしての役割を期待する。
- 「これまでの実績」や「地域との連携」に関しては申し分ないが、そこに安住することなく、例えば、利用促進のためのPR活動など、自分たちの取り組みや、意欲ある姿勢を、外部に向けてより積極的に発信していただきたい。
- 申請内容の説明が簡潔すぎる印象を受けた。これまでの実績のなかでの強みを明確に示すとともに、今後の計画については、より具体的な施策を提示してほしい。また、「海業」の発信地として、地域振興につながるような活動への展開に期待したい。
- 船の修理から事故対応までのネットワークが構築されており、安心して任せられる組織体制ができています。漁協が中心となって、従来とは異なるサービスの提供や、一般市民との接点づくりに取り組み、海業における全国の模範となることを期待する。

※ すべての提案者について同じ程度に記載する。

## 7 議事概要（主要論点）

### <Ⅰサービスの向上についての審査過程>

#### 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(B委員) 基本的な考え方についてはきちんとされている、かつ、具体的に改善すべきものは見当たらないため、5点をつけた。

(D委員) 地域に根付いた親和性の高い団体であるが、申請内容については特段素晴らしいといったことや、特出すべき独自のものは見当たらなかったため、5点ではなく、4点とした。委員会として5点をつけることに反対はない。

#### 2 施設の維持管理

(C委員) 船の安全、管理に着目して5点をつけたが、植栽管理や清掃、施設全体のアピールについては、不足であったかもしれない。委員会として4点をつけることに同意する。

#### 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(A委員) 駐車場の満車を避けるために、オーナー用と一時利用者をチェーンで適切に分けて運用している点は評価できる。また、オーナー全員に郵送でアンケートをとり、サービス向上に努力されていることは評価できるため、25点とした。

(B委員) 事前にホームページを探したが、見つけにくい。利用促進においてはPR不足を感じたため、20点とした。

(E委員) 漁協ならではの対応もあると思うが、基本的なことが中心であり、それ以上のことはあまりされていない印象を受けたため、15点とした。確かに駐車場の管理については考えて運用されており、委員会として20点をつけることに反対はない。

#### 5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(E委員) ほかの団体との協力が記載されていなかったため、6点としたが、地域にほかの団体がほとんどない状況であるため、これを求めるのは難しい。また、地域との関わりは深いことがよくわかったので、8点に修正する。

(D委員) 申請内容には、「新たに話し合い場所等を設けたい」など、これまでも運営してきたが、改善の余地があるようにも思われたため、10点ではないと判断した。

(委員長) 地域との連携という面では申し分ないが、魅力ある施設づくりに関しては、改善の余地が残るため、8点としたい。

### <Ⅲ団体の業務遂行能力についての審査過程>

#### 7 人的な能力、執行体制

(C委員) 人員配置はよいが、就業規則の面で、これまでも運営してきたにも関わらず、アルバイト、パートタイムについて定められていないため、不十分であると判断した。また、育児介護休業規定も古いものである。細かなことまで求めるのは厳しいかもしれないが、3点と判断する。

(A委員) 定休日を設けず、1.5人で回すというのはよく考えられており、利用者にとって非常に利便性が高い点で評価できる。

(委員長) 委員会としての評点は4点とするが、就業規則やハラスメント規定等を整備することを要件として付記したい。

#### 9 コンプライアンス、社会貢献

(E委員) 障害者への意識は薄いと感じる。

(A委員) 漁港施設は不特定多数を対象とした施設ではないため、多岐に渡る県の要求に応えることは容易ではないとも思う。

